

公務員制度の総合的な改革に関する懇談会開催要領

平成 19 年 7 月 12 日
内閣総理大臣決裁

公務員制度の総合的な改革に関する懇談会（以下「懇談会」という。）については、「公務員制度の総合的な改革に関する懇談会について」（平成 19 年 7 月 12 日内閣総理大臣決裁）のほか、以下により開催することとする。

（委員の参集）

第一条 内閣総理大臣は、懇談会を開催するため委員の参集を求める。

- 2 同一の委員に参集を求める期間は、1 年とする。ただし、再度、参集を求めることを妨げない。

（座長）

第二条 懇談会の座長は、委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、懇談会の進行を務める。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その役割を代行する。

（議事録の公表等）

第三条 座長は、懇談会終了後速やかに懇談会の資料を公表する。ただし、座長が必要と認めるときは、資料の一部又は全部を公表しないものとするができる。

- 2 座長は、懇談会終了後速やかに議事概要を公表するものとする。
- 3 座長は、原則として懇談会の議事録を公表するものとする。